

防官文（事）第325号
令和5年9月1日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

我が国の水産物の消費拡大に向けた防衛省・自衛隊における取組
について（通達）

今般の中国による水産物の輸入停止等を受け、政府として、我が国の水産業を守る支援策をとることとされたことを踏まえ、防衛省・自衛隊における我が国の水産物の消費の拡大を図る必要がある。このため、各機関や部隊において必要な施策を積極的に講じることとされたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。